

## いちき串木野市区町村の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)令和元年度 の人件費率
令和2 年度	人 27,251	千円 20,994,109	千円 599,902	千円 2,775,016	% 13.2	% 13.7

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和2 年度	人 285	千円 1,132,579	千円 161,896	千円 462,113	千円 1,756,588

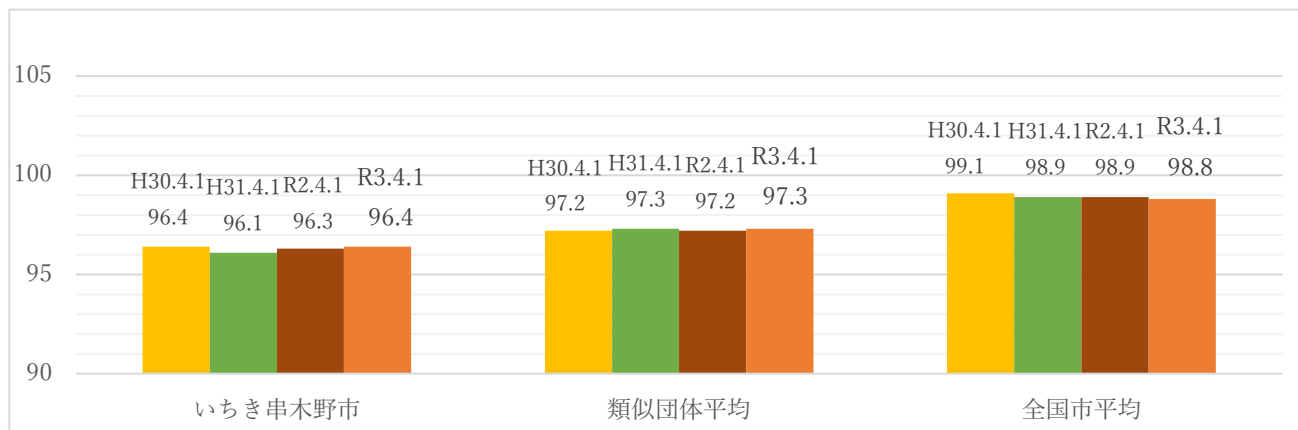
(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 6,163	千円 5,800

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和3 年度	円 -	円 -	円 ( - %)	% -	% -	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和3 年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日  
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

派遣職員に係る地域手当については、国の基準と同様の見直しを実施。

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。  
(平成27年4月1日実施)

## (6) 特記事項

市長、副市長及び教育長の給料は、1%から最大10%まで減額して支給。  
管理職手当は、約10%を減額して支給。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いちき串木野市	43.9歳	321,200円	359,812円	344,429円
鹿児島県	44.2歳	315,000円	392,552円	346,507円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	42.3歳	312,617円	367,393円	338,564円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
いちき串木野市	51.2歳	9人	313,600円	323,989円	320,100円	—	—	—	—
うち用務員	56.1歳	7人	339,300円	346,157円	341,443円	用務員	50.3歳	235,200円	1.47
うちその他	*	2人	*	*	*	—	—	—	—
鹿児島県	55.6歳	212人	319,600円	364,112円	341,079円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	51.7歳	9人	316,232円	338,660円	327,703円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30～令和2年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としている。

#### ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いちき串木野市	50.3歳	396,500円	432,470円
鹿児島県	46.4歳	374,600円	436,303円
類似団体	39.3歳	287,623円	310,645円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		いちき串木野市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	151,000円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	157,800円	—
	中学卒	—	140,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,617円	349,550円	371,775円	388,840円
	高校卒	—	—	—	375,417円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

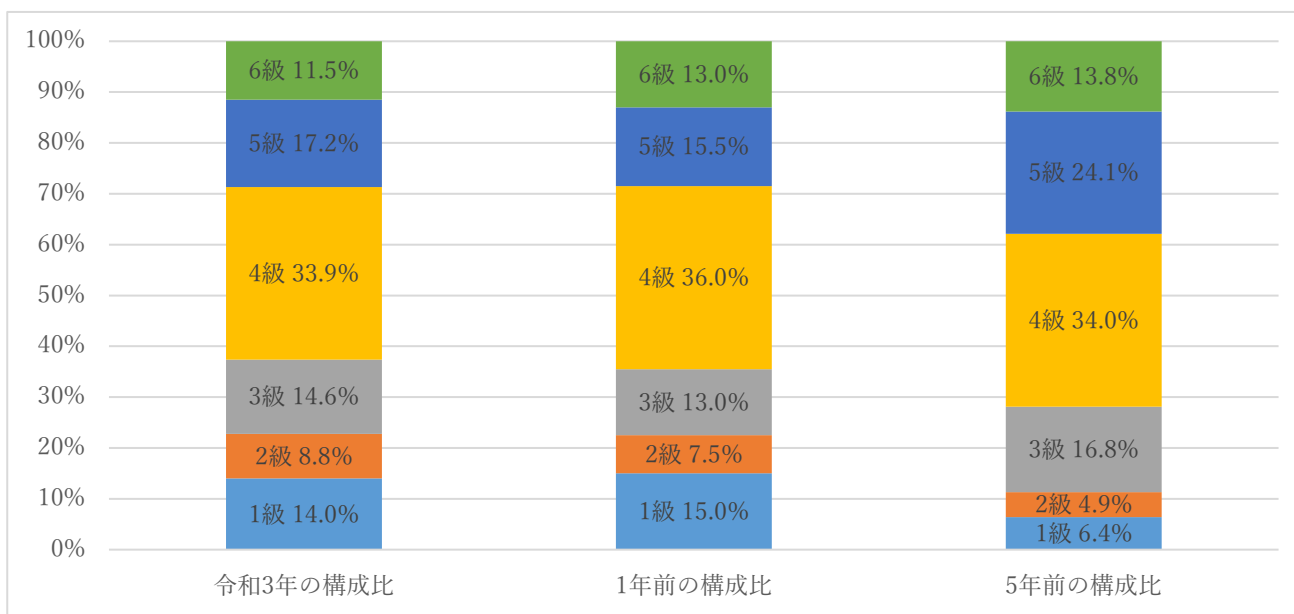
**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

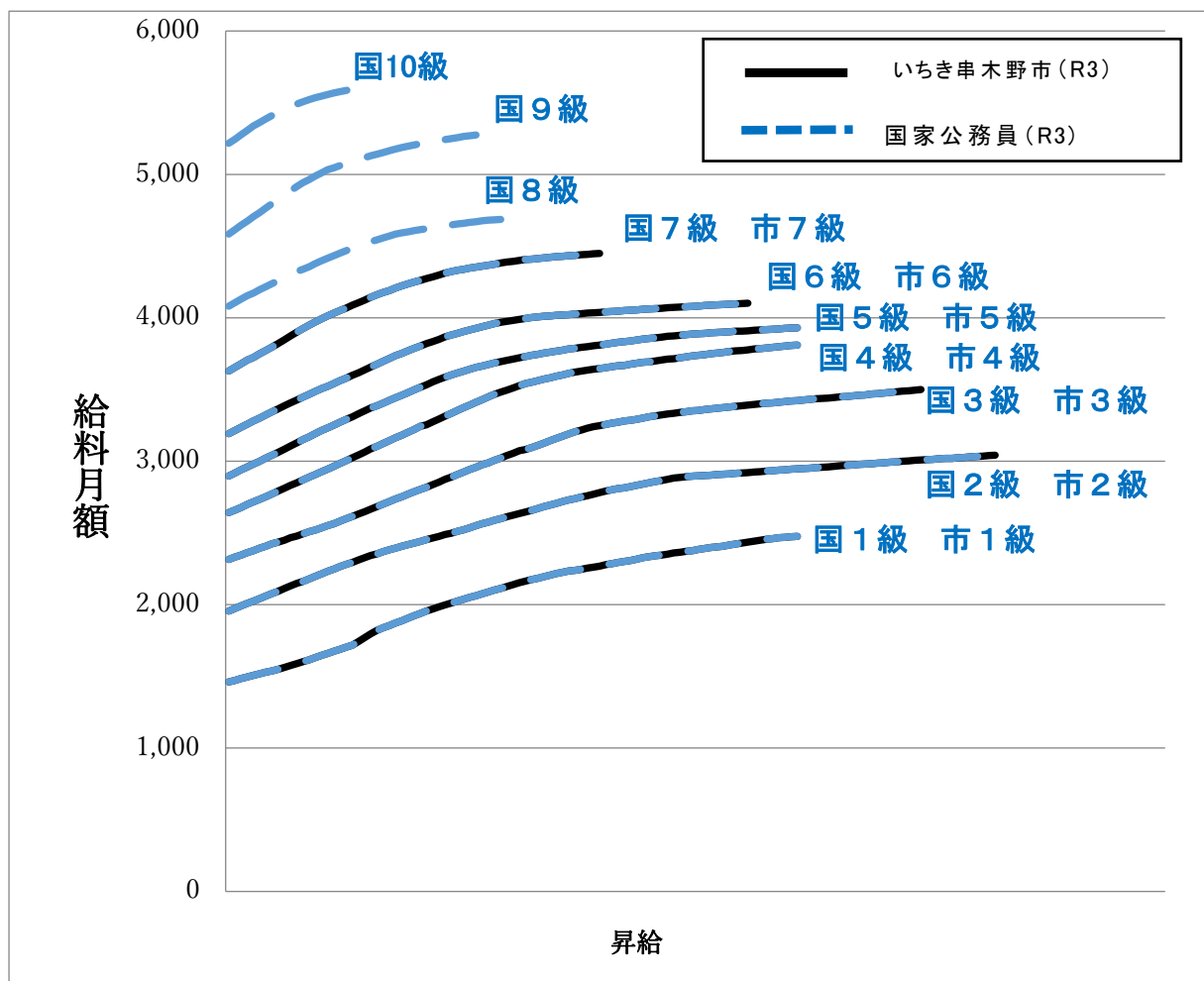
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師・主事補・技師補	27人	14.0%	146,100円	247,600円
2級	主事（技師）	17人	8.8%	195,500円	304,200円
3級	主任	28人	14.6%	231,500円	350,000円
4級	係長・主査	65人	33.9%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐・主幹	33人	17.2%	289,700円	393,000円
6級	課長・参事・主監	22人	11.5%	319,200円	410,200円
7級	課長	0人	0.0%	362,900円	444,900円

(注) 1 いちき串木野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（いちき串木野市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

いちき串木野市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,594千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,693千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（いちき串木野市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度		未定	

### (2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

いちき串木野市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 自己都合 応募認定・定年1人 当たり平均支給額272千円 21,565千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			-千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			-円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0%	-人	20.0%
大阪府特別区	16.0%	-人	16.0%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			2,178千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			36,293円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）			18.9%	
手当の種類（手当数）			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	従事職員（右業務を主とする）	市税徴収及び滞納整理業務	264千円	日額200円
防疫手当	従事職員	感染症の患者及びその疑いのある患者の救護作業等業務	16千円	日額500円 新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業 日額1,000円
福祉手当	福祉（生活保護）に従事する職員	社会福祉主事の業務	166千円	日額200円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	従事職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱業務	—	行旅病人保護又は移送 日額1,000円 行旅死亡人の収容 1件当たり2,000円
年末年始勤務手当	従事職員	年末年始の休日において市長が特に指定する業務	—	日額2,600円（当該業務が4時間未満の場合は1,300円）
保健指導現業事務手当	保健師の従事職員	結核患者等の保健指導業務	—	日額100円
特殊作業従事手当	①道路・環境整備を主とする職員 ②消防職員	①道路・環境整備の業務 ②はしご付消防自動車・救急救助・火災鎮圧・潜水業務	— 800千円	①日額200円 ②1回当たり200円
夜間特殊業務手当	消防職員	深夜（午後10時から午前5時まで）の火災防止等の業務	742千円	1回当たり250円 （2時間未満の場合）
海上業務従事手当	従事職員	海上作業業務	—	日額200円

用地交渉手当	従事職員	公共用地取得の交渉業務	80千円	日額300円
家畜伝染病防疫手当	従事職員	家畜伝染病予防及び防疫業務	—	日額500円
高所作業手当	建築業務に従事する職員	10m以上の箇所での現場指導、検査又は調査業務	—	10m以上 日額200円 30m以上 日額250円
小動物死体収集業務手当	従事職員	小動物の死体収集業務	110千円	1体当たり500円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	52,054千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	181千円
支給実績（令和元年度決算）	53,654千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	187千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元・令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

#### (6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円	同じ	—	49,120千円	280,684円
住居手当	・借家・借間居住者（家賃月額16,000円を超える場合に限る）最高額 28,000円	同じ	—	20,530千円	266,627円
通勤手当	片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて支給 3,500円～13,700円	異なる	交通用具使用に係る使用距離区分と支給額	12,370千円	82,471円
管理職手当	管理監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員に支給 44,600円	同じ	—	14,320千円	477,333円



休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給 勤務1時間当たり勤務1時間当たりの給与額の135/100の額	同じ	—	16,201千円	600,026円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給 勤務1時間当たりの給与額の25/100を越えない範囲	同じ	—	2,852千円	73,120円
管理職特別勤務手当	特定の職にある職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 1回につき6,000円を超えない範囲	同じ	—	266千円	8,867円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市区町村長	727,200 円 ( 808,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副市町村長	606,100 円 ( 638,000 円)	950,000 円 / 592,900 円
報酬	議 長	387,600 円 ( 387,600 円)	510,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	304,200 円 ( 304,200 円)	455,000 円 / 280,000 円
	議 員	281,000 円 ( 281,000 円)	430,000 円 / 260,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(令和2年度支給割合) 3.20月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合) 3.20月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副市町村長	808,000円×勤続期間1年につき×500/100	16,160,000円
	備 考	638,000円×勤続期間1年につき×280/100	7,145,600円
			(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

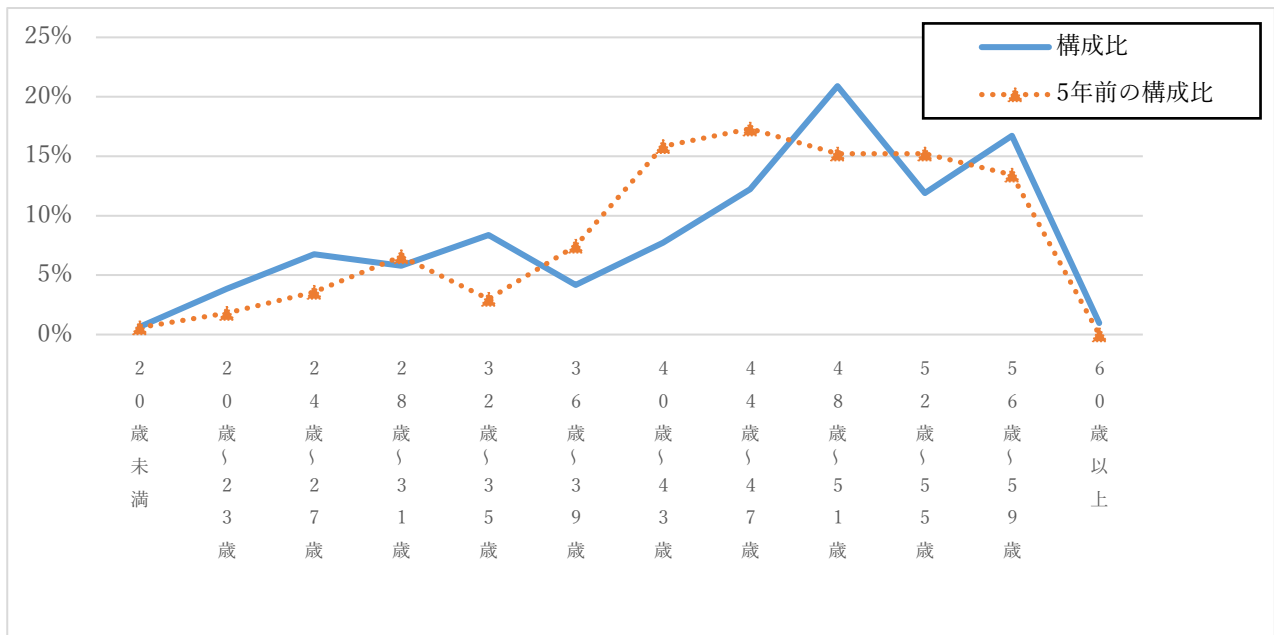
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数 増減	主な増減理由
			令和2	令和3		
普通 会計 部門	一般行政部門	議会	5	5	0	事務の統廃合・縮小 再任用職員の活用
		総務	61	59	△2	
		税務	19	18	△1	
		労働	1	1	0	
		民生	31	34	3	
		衛生	18	16	△2	
		農林水産	20	21	1	
商工		14	18	4		
土木	24	21	△3			
	計		193	193	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.82人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 74.95人)
	教育部門		44	36	△8	事務の統廃合・縮小
	消防部門		48	48	0	
	小計		285	277	△8	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.50人)
公営 企業 事業 等部門	水道		8	8	0	業務増
	下水道		4	4	0	
	その他		21	22	1	
	小計		33	34	1	
合計			318 [358]	311 [332]	△7 [△26]	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.12人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	2	12	21	18	26	13	24	38	65	37	52	3	311

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	197	195	195	194	193	193	△ 4 (△ 2.0%)
教育	51	48	45	43	44	36	△ 7 (△ 29.4%)
消防	48	48	48	48	48	48	- (-%)
普通会計計	296	291	288	285	285	277	△ 19 (△ 6.4%)
公営企業等会計計	39	37	37	36	33	34	△ 5 (△ 12.8%)
総合計	335	328	325	321	318	311	△ 24 (△ 7.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 2 年度	千円 621,422	千円 75,332	千円 49,043	% 7.9	% 9.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,262 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 令 和元年度 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2 年度	人 8	千円 31,607	千円 4,784	千円 12,652	千円 49,043	千円 6,130	千円 6,191

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 3 年 3 月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
いちき串木野市	45.4歳	357,025円	606,625円
団体平均	45.3歳	335,096円	502,816円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

いちき串木野市（水道事業）	いちき串木野市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,723千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,594千円
（令和2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

いちき串木野市（水道事業）	いちき串木野市（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655 月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 一 千円 21,766千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655 月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額272千円 21,565千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

#### エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	— 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	— 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	— %			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給 単価
年末年始勤務 手当	従事職員	年末年始の休日において市長が特に指定する業務	— 千円	日額2,600円（当該業務が4時間未満の場合は1,300円）
用地交渉手当	従事職員	公共用地取得の交渉業務	— 千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	2,026千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	253千円
支給実績（令和元年度決算）	1,950千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	217千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2・令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円	同じ	—	1,558千円	260千円
住居手当	・借家・借間居住者（家賃月額16,000円を超える場合に限る）最高額 28,000円	同じ	—	202千円	202千円
通勤手当	片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて支給 3,500円～13,700円	同じ	交通用具使用に係る使用距離区分と支給額	518千円	65千円
管理職手当	管理監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員に支給 44,600円	同じ	—	480千円	480千円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	千円 674,157	千円 72,531	千円 18,175	% 2.70	% -

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,814千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 令 和元度 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 3	千円 12,359	千円 904	千円 4,912	千円 18,175	千円 6,058	千円 -

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
いちき串木野市	41.8歳	357,025円	466,850円
団体平均	43.7歳	331,372円	495,629円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

いちき串木野市（下水道事業）	いちき串木野市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,723千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,594千円
（令和元年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

いちき串木野市（下水道事業）	いちき串木野市（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655 月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 245千円 24,075千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655 月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額272千円 21,565千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
－	－ %	－ 人	－ %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			－千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			－円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）			－％	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給 単価
年末年始勤務手当	従事職員	年末年始の休日において市長が特に指定する業務	－千円	日額2,600円（当該業務が4時間未満の場合は1,300円）
用地交渉手当	従事職員	公共用地取得の交渉業務	－千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	565千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	188千円
支給実績（令和元年度決算）	－千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	－千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元・平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和2年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円	同じ	－	78千円	78千円
住居手当	・借家・借間居住者（家賃月額16,000円を超える場合に限る）最高額 28,000円	同じ	－	246千円	246千円
通勤手当	片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて支給 3,500円～13,700円	同じ	交通用具使用に係る使用距離区分と支給額	94千円	47千円
管理職手当	管理監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員に支給 44,600円	同じ	－	－千円	－千円